

事例番号:310311

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 4 日

11:15 健診のため搬送元分娩機関を受診

11:44- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、一過性頻脈消失を認める

13:15 胎児機能不全の診断で母体搬送となり、当該分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 4 日

17:04 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯の 2 箇所狭窄化あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 4 日

(2) 出生時体重:2628g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.363、PCO₂ 42.7mmHg、PO₂ 24.3mmHg、HCO₃⁻

22.2mmol/L、BE -1.3mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症、大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素・虚血を呈した所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 4 名、新生児科医 4 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 37 週 4 日に搬送元分娩機関の受診より前に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因は臍帯血流障害の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 37 週 4 日搬送元分娩機関受診時での胎児心拍数陣痛図の判読(基線細変動消失)と対応(母体搬送決定)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 当該分娩機関での入院時の対応(分娩監視装置装着、血管確保、超音波断層法実施、新生児科と方針検討、帝王切開の準備)は一般的である。

(2) 妊産婦と家族に説明後、胎児機能不全のため帝王切開の方針としたことは一般的である。

- (3) 帝王切開決定(電子カルテの記録時刻)から児娩出まで約 2 時間要したことは選択肢のひとつである。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、呼気終末陽圧実施)、および NICU 入院管理としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、その時刻も診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、超音波断層法実施、内診、胎児心拍数陣痛図の判読、搬送について時刻の記載がなかった。観察や処置等を行った時刻は診療録に記載することが必要である。

(2) 当該分娩機関

ア. 観察した事項および実施した処置等に関しては、その時刻も診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の判読、超音波断層法実施、妊産婦と家族への説明、帝王切開の決定、手術室での分娩監視装置装着について時刻の記録がなかった。観察や処置等を行った時刻は診療録に記載することが必要である。

イ. 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、手術室での胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結

の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

陣痛開始前に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。